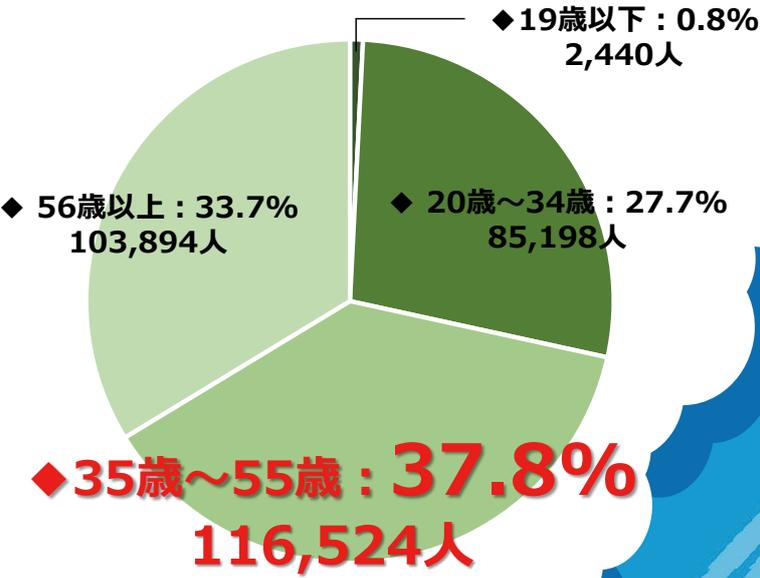


# 就職氷河期世代を採用しませんか？

ハローワーク登録者数の**約4割**が  
**就職氷河期世代**です！

大阪府内におけるハローワークの年代別新規求職登録者数  
\* 令和5年4年1日～令和6年3月31日



★就職氷河期世代の方を採用された企業の声★

とても真面目に一生懸命頑張ってくれています。



柔軟に対応できる方で、現在も活躍いただいています。

## 就職氷河期世代を対象とした求人申込のお願い

就職氷河期を対象とする求人については、就職氷河期世代（36歳以上56歳以下）に限定した求人（限定求人）及び、年齢不問であっても就職氷河期世代の応募を歓迎する求人（歓迎求人）の申込が可能となりました。

就職氷河期世代限定求人

就職氷河期世代歓迎求人

36歳以上56歳以下の年齢制限

年齢不問（定年上限）

- ① 就職氷河期世代の方で正社員雇用の機会に恵まれなかった方を対象とすること。
- ② 期間の定めのない労働契約を締結することを目的としていること。
- ③ 経験等不問の求人であること。
- ④ 選考方法は「面接」のみとするよう努めること。

詳しくは、大阪労働局またはハローワークへお問い合わせください。

## 「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」のご案内

バブル経済崩壊後の雇用環境が厳しい時期、平成5年（1993年）～平成16年（2004年）頃に就職活動を行っていた方々を就職氷河期世代と言います。この助成金では、就職氷河期世代のうち、不安定な仕事に就いている（正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働いている）方、仕事に就いておらず（無業状態である）、就職に向けてお悩みの方、学校卒業後、正規雇用としての経験がない方であって、子育てなどにより就業にブランクがある方などの正規雇用としての就職を支援しています。

### ＜対象となる労働者＞ 下表①～⑤のすべてに当てはまる方が対象です

雇入れの日において①～⑤のいずれにも当てはまる方を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者など（以下「ハローワークなど」という）の紹介で**正規雇用労働者**として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

①	1968年（昭和43年）4月2日から1988年（昭和63年）4月1日の間に生まれの方
②	雇入れの日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下である方 <small>・ ただし、自営業者等であって、正規雇用労働者と同等以上の職業能力が必要と考えられる職業に従事している方（※）など、助成金の趣旨に合致しないと考えられる方は、この要件を満たした場合であっても、助成対象外となります。                  ※ 会社の代表取締役・役員、業務独占資格（士業など）の国家資格を有する方、公務員の常勤職員など</small>
③	雇入れの日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない方 ※ 過去1年間に正規雇用労働者等として雇用された期間がある方でも、事業主都合の解雇等により離職した場合は助成対象となります。
④	ハローワークなどの紹介の時点で「失業している方」または「非正規雇用労働者など安定した職業に就いていない方」でかつ、ハローワークなどにおいて、個別支援等の就労に向けた支援を受けている方
⑤	正規雇用労働者として雇用されることを希望している方

### ＜支給額＞ 対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します

合計助成額	支払い方法
60万円（50万円）	30万円（25万円）× 2期

（ ）内は大企業に対する支給額

### ＜対象となる事業主＞ 下表①～⑥のすべてを満たす事業主が助成金を受給できます

①	雇用保険の適用事業主であること
②	対象労働者をハローワークなどの紹介によって正規雇用労働者として、かつ雇用保険の一般被保険者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である短時間労働者を除く。）として雇用することが確実であると認められること
③	対象労働者の雇入れ日の前後6カ月間（以下「基準期間」という。）に、事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む。）をしていないこと
④	対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定がなされた者（※）を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇等をしていないこと <small>（※）対象労働者種別が同一の特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の支給決定がなされた者を含みます。</small>
⑤	基準期間に、倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由で離職した被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていないこと（特定受給資格者となる離職者が3人以下の場合を除く。）
⑥	対象労働者の出勤状況や賃金の支払い状況などを明らかにする書類を整備・保管していること（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）

注）上記を満たす事業主であっても、その他要件が該当する場合は助成金が支給されません。詳しくは、大阪労働局またはハローワークにお尋ねください。

